

第151回：役員報酬について

6、7月頃になると「大手企業の役員報酬ランキング」が発表されたりと、どの会社の誰がどれぐらい報酬をもらっているのかニュースやネットなどで話題になっています。法人税法上の規定には役員報酬として損金（法人税法上の経費）と認められるためには一定の基準が設けられています。今回のトピックスでは法人税法上における役員報酬の基本をご説明させていただきます。

1. 役員報酬の決まり事

役員報酬を支払うこと自体には何も制限はありません。しかし、法人税法上では法人税を計算する上での制限があり、下記の3点のいずれかの条件を満たす必要があります。

【法人税法上で役員報酬として認められる条件】

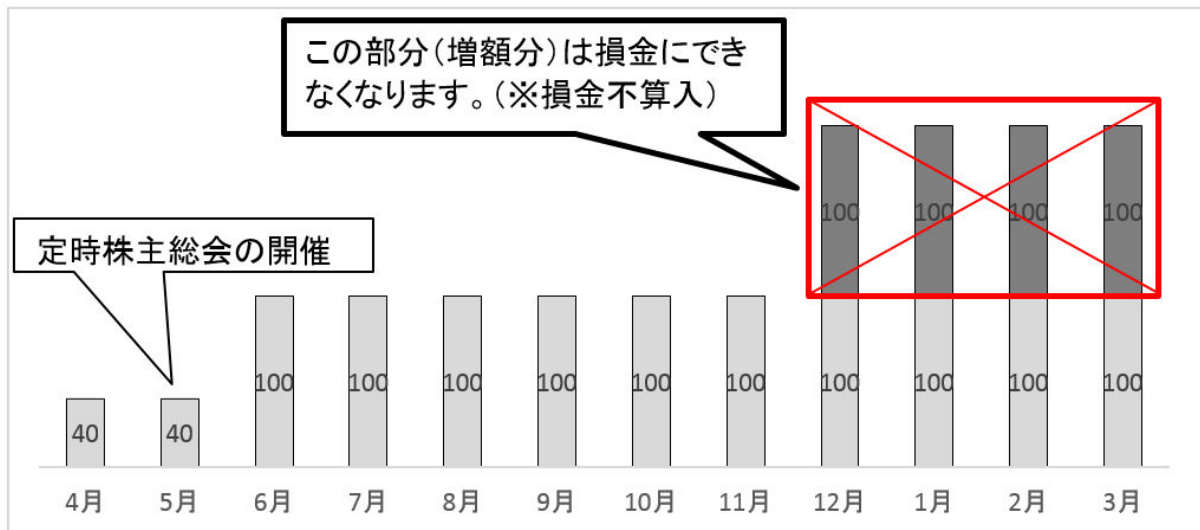
- ①定期同額給与
- ②事前確定届出給与
- ③利益連動給与

③は大企業向けの条件となるため、今回は中小企業を経営していく上で必要となる①と②をご説明させていただきます。

■定期同額給与とは？

定期同額給与とは文字通り定期（1ヶ月以内の一定期間）に同額を支払う方法のことです。また、その定期及び同額の始まりは決算終了後の3ヶ月以内となります。

◆具体例（3月決算の会社の場合）



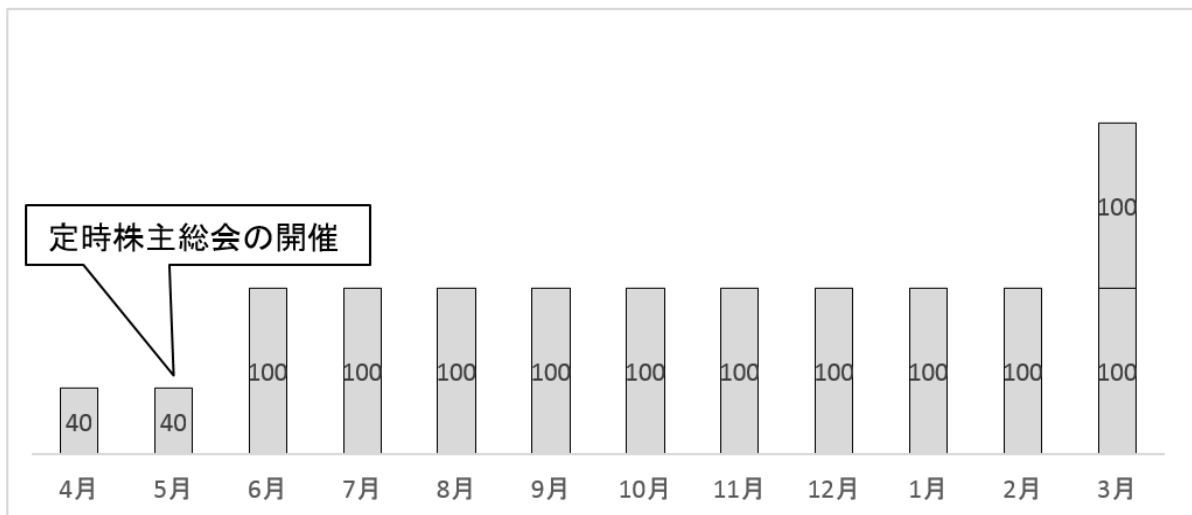
6月の役員報酬の変更は決算（3月）終了後3ヵ月以内の変更に該当するため定期同額給与に合致しますが、12月の変更は定期同額給与に該当しくなくなります。

■事前確定届出給与とは？

事前確定届出給与とは、文字通り事前に支給日と金額を確定させ、届出を税務署に提出する役員報酬のことです。事前確定届出給与の支給を決定した株主総会の決議の日から1ヶ月以内、または決算日から4ヶ月以内のどちらか早い日までに届出の提出が必要です。

役員も毎月一定額ではなく、賞与のような形で支給を受けられるという点ではメリットと考えられるかもしれませんが、総支給額を変更できないという点では本質的に定期同額給与と同じと考えられます。

◆具体例（3月決算の会社の場合）



5月の株主総会で、6月からの定期同額給与の変更と3月に100万円の事前確定届出給与の支給を決議し、6月中に届出を提出したため、全てが損金として認められます。

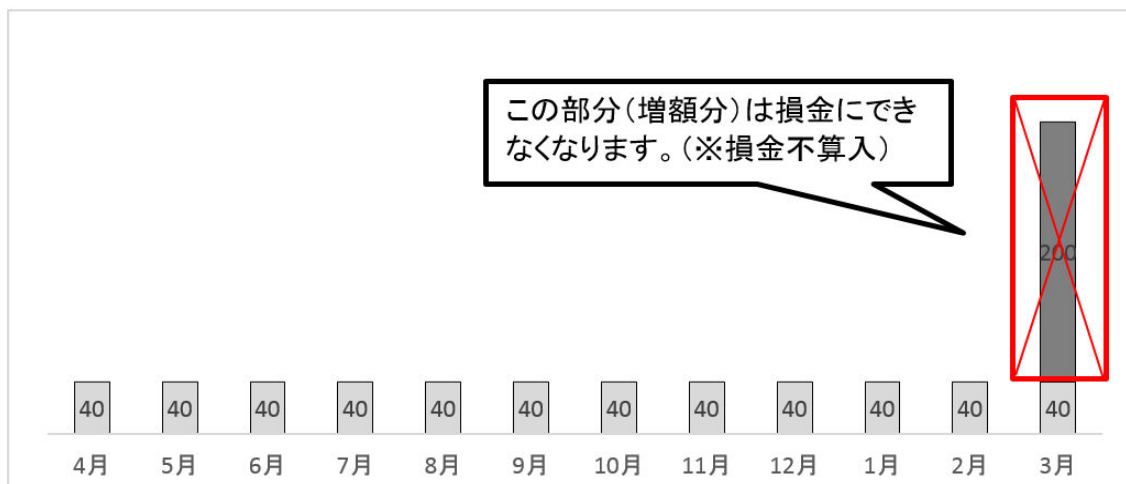
また、事前確定届出給与の届出の金額と実際の支給額が異なっていたら全額損金として認められなくなりますので注意が必要です。

2. 法人税法上で役員報酬として認められなかった場合は？

役員報酬として認められなかった場合は損金から除外され、結果としてその分の課税所得が増加し、法人税負担額が増加してしまいます。また、役員本人は支給を受けてしまっているため、その分の所得税は通常通り課税されることになります。つまり、法人税と所得税の両方が課税され、さらに住民税や社会保険料にも影響することになるため、注意する必要があります。

◆具体例（3月決算の会社の場合）

税引前利益：100万円



①税引前利益100万円＋役員報酬の損金不算入額200万円⇒課税所得300万円に増加

②定期同額給与40万×12ヶ月＋200万円⇒680万円が役員個人の収入として所得税の対象

役員報酬は上記のように原則として事業年度途中での改定は認められませんので、決定の際はしっかり事業計画を立て適切な金額を検査する必要があります。

また、やむを得ない事情（代表者取締役の急逝など）や職責の変更、経営状況の著しい悪化など、臨時で役員報酬の改定が例外として認められるケースもありますが、安易な改定は認められない可能性が高いため、改定の理由を慎重に検討する必要があります。

当事務所では会社の資金繰り計画や事業計画を含め適切なアドバイスをさせて頂いております。当事務所までお気軽にご相談下さい！